

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 8 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員 岸田 国広

署名委員 前山 重一郎

奄美市農業委員会第8回定例会総会議事録

1. 招集日時 令和3年8月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4		12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6		14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

榮 清安 委員 西 盛満 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦
住用分室長 久保田 義雄 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

9月定例会について

利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 非農地の認定についての決定について

議案第50号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
決定につて

議案第51号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は 14 人であります。総会は成立いたしました。

なお、本日の総会は新型コロナ感染拡大防止による措置といたしまして、農地利用最適化推進委員の出席は、見合わせていることをご承知おきください。

これから、令和 3 年第 8 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第 1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、1 番 岸田 委員と 7 番 前山 委員のお二人を指名いたします。

日程第 2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第 47 号から 51 号までの 5 件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

事務局	日程第 3 議案第 4 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 3 5 からNo. 3 6 について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (政局長) 議案第 4 7 号 3 条許可申請について 2 ページをお開き下さい。 NO. 3 5 は、譲渡人が所有する 5 筆の土地 7, 3 1 3 m² で贈与による所有権移転の申請となります。 取得後はサトウキビを栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。 1 2 ページをお開き下さい。 NO. 3 6 は、譲渡人が所有する 1 筆の土地 2, 6 3 5 m² で売買による所有権移転の申請となります。 取得後はパッションフルーツ・カボチャ・果樹を栽培する予定であり、笠利農業研修センターで研修を受け、営農計画書も提出している新規就農者であります。 いずれも下限面積を満たし、農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	(吉会長) それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。
3 番	(肥後委員) 農地法第 3 条の規定による許可申請No. 3 5 について調査をいたしましたので受人、渡人、土地の順に報告します。 8 月 2 0 日 1 3 時 3 0 分 受人宅へ伺い話をしました。受人と渡人は、叔父・甥の関係にあります。 渡人が 8 8 歳と高齢の上、1 人住まいで耳が不自由なため受人の奥様が世話をしているようです。今回申請の土地はすべて現在受人が耕作・管理をしており、島外へ結婚して行った姉・妹以外は島に兄弟もいないので渡

	人の老後の世話をすることになったので、渡人の申出により今回の申請になったという事です。申請に間違いはないとの事でした。 受人は70歳ですがまだまだ現役の農家で長男も手伝っており、農業機械類もそろっているので何の問題もないと思います。 渡人については直接対話が難しいので、申請書の連絡人に世話をしている受人の奥様の名前がありましたので直接伺いました。申請書に間違いはありません。 万が一の為に渡人が念書を渡してくれたとも話していました。 土地についてはその後、申請地の確認に行きました。 字カギタ1947番1、字カギタ1947番2、字トノ畑2013番は、奄美空港入り口から山手へ向かう中間あたりで、土地改良区内。 字トノ畑2060番3は、整備地区外ですがいずれも良く手入れされたキビが栽培されておりました。 字今里204番は、万屋集落アヤマル側はずれにあり進入路がせまく耕運機しか通れない為、渡人が元気な時は担いでキビを出していましたが、今は耕作されていません。 道路側の地主と話し合っ交換分合をして進入路を広げれば有効に利用できる土地だと思います。 調査の結果、農地法3条「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙の通りですので報告いたします。 以上です。 10番 (泉委員) 農地法第3条の規定による許可申請No.36の受人について調査をいたしましたので報告します。 8月22日9時にお話を聞くことができました。 いずれにしても意欲的に取り組んでおり、今回の申請も規模拡大ためだそうですので、問題ないと思います。その他農作業で常時従事することや耕作地への距離などからしても問題ないと考えております。 農機具は耕運機と動力噴霧器は導入予定でトラクター及びカンリキはリースの予定です。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 6番 (西委員) 農地法第3条の規定による許可申請書No.36の渡人について報告いたし
--	--

3 番

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長

よって議案第４１号農地法第３条の規定による許可申請№.３５及び
№.３６については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

	なお、No.37については、会長案件のため議長交代いたします。 (議長交代→濱手委員)
議長	(濱手委員) 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請、No.37について、及び議案第49号非農地の判定No.14を含めて議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(政局長) 19ページをお開き下さい。 NO.37は、譲渡人が所有する3筆の土地 1,495㎡ で売買による所有権移転の申請となります。 取得後はサトウキビを栽培する予定であり、営農計画書が提出されている新規就農者であると判断します。 いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	(濱手委員) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告をお願いします。
13番	(吉委員) 農地法第3条の規定によるNo.37について、受人と土地について続けて調査報告をいたします。 8月14日 午後5時ごろに受人に直接お会いして話を聞くことができました。 今回の申請書の内容には間違いはないとの事でした。今後も農業をやっていくための規模拡大との事です。 対価について少し話をすると、渡人が妻の叔父にあたるので安価で譲り受けたとのことでした。 若いので後継者はいませんが、特に問題ないと考えます。 続いて、土地について調査報告をいたします。 8月21日 午後4時30分頃に現地を調査いたしました。354番、

事務局	357番3は整地されて少し草がありましたが、357番1はu側溝で分けられ草に覆われていました。右側は海ですが護岸がありますので特に問題はないものと思われます。今後は防風林が必要だと考えます。 農地法第3条の調査書、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙の通りでありますので報告いたします。 委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。 (竹田分室長) 農地法第3条の規定による許可申請No.37の譲渡人の娘さんに8月23日(月) 10時05分に電話をいたしました。 譲渡しは横浜市に居住しており、高齢で耳が遠く電話での対応は難しいとの事で娘さんへの内容の確認を行いました。 譲受人は、娘さんの婿とのことで、畑の対価についても10a当たりの金額ではなく全部で5万円との事です。 申請内容について土地の所在、面積及び売買金額等に間違いがないとの事で確認が取れました。 委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。 続きまして、議案第49号 非農地申請No.14について報告いたします。 願出人に8月24日 13時10分に電話をいたしました。 大野さんと電話での確認を行いました。申請につきまして間違いがないとの事でしたが申請内容については山口さんに管理を任せているとの事で山口さんに申請内容について確認を行いました。 申請書の中の耕作放棄している時期について平成10年頃からとの事で、それまでは叔父さんが使用していたそうです。 委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。
13番	(吉委員) 議案第49号No.14非農地の認定について、調査報告をいたします。 現在調査は政局長、竹田分室長、福推進員と吉の4人で8月16日午後2時過ぎに現地にて調査いたしました。 非農地証明願の土地、用字石原356番は平成10年頃から現在まで耕作放棄地になっていて、現在は原野化した状態でした。今後も耕作するには大変難しいと考えます。 申請地の右側が海で、護岸工事が356番の右側だけ行われていません。

	そのため、台風時には波が打ち上げるのではないかと考えます。このような状況では耕作には適せないものと思われますので、現状態では非農地は仕方がない物と考えます。 委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。 議長 (濱手委員) これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 議案第 4 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 3 7 について、及び議案第 4 9 号非農地の判定No. 1 4 は、審議の結果これを承認することに決定しました。 (議長交代→吉会長)
	議長 (吉会長) 議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 8 からNo. 2 1 についてを議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(政局長) 3 0 ページをお開き下さい。 NO. 1 8 につきましては、渡し人の所有する笠利町大字用安の土地、3 1 8 m²を受人が資材置場として使用するために、売買による所有権移転です。 申請地は笠利総合支所から南へ約 5 . 9 k m の場所に位置し申請地は用安集落の端にある旧国道沿いに位置する土地であり、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。 申請者より、農地法の規定による農地転用の届け出を怠っていたと、顛末書や経緯報告書を添付し申請書が提出されております。

41ページをお開き下さい。

NO. 19につきましては、渡し人の所有する笠利町大字万屋の土地2筆で、987㎡を受人が貸駐車場として使用するために、売買による所有権移転です。

申請地は笠利総合支所から東へ約3.8kmの場所に位置し申請地は奄美空港近くに位置する土地であり、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請地は、6月定例総会にて非農地申請を提出して不許可になった農地であるが、今回は始末書を添付して申請を行っているものです。

60ページをお開き下さい。

NO. 20につきましては、渡し人の所有する笠利町大字用安の土地、1,770㎡を受人が建築条件付売買予定地として、売買による所有権移転です。

申請地は笠利総合支所から南へ約5.8kmの場所に位置し申請地は用安集落の端にある国道バイパス沿いに位置する土地であり、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

92ページをお開き下さい。

NO. 21につきましては、渡し人の所有する笠利町大字宇宿の土地、1,042㎡を受人が一般住宅兼作業所及び駐車場として使用するために、売買による所有権移転です。

申請地は笠利総合支所から東へ約4.2kmの場所に位置し申請地は、宇宿保育所から海岸へ行く途中に位置する土地であり、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

本案件は、一般住宅建設の転用目的面積が、概ね500㎡としているところ、申請地の面積は大幅に超えるものであるが、申請面積を必要とする理由として、許可申請書や事業計画書に記載しているとおりです。

議長

(吉委員)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

1 1 番	(中山委員) 農地法第 5 条の規定によるNo. 1 8 について、調査報告をいたします。 8 月 2 2 日 1 0 時 5 0 分譲受人の会社を訪問して直接話を聞くことができました。 譲受人は用安で製糖工場等を経営しており、これまで農地法を知らずにその申請の土地を資材置き場等で使用していたとの事である。 農地面積や対価等について確認したが間違いないとのことであった。 委員の皆さんのご審議をお願いします。
1 5 番	(土浜委員) 農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 8、渡人について調査報告いたします。 8 月 2 1 日 午後 3 時ごろ、渡人に直接会い話を伺いました。あまり農地としての利用価値もなく売ることにしたそうです。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。 続いて土地について報告いたします。 8 月 2 1 日午後 3 時 3 0 分ごろ現地確認をしました。申請地は現在、更地の状態でした。周辺に農地もなく問題ないと思います。 委員の皆さんのご審議をお願いします。
1 1 番	(中山委員) 農地法第 5 条の規定によるNo. 1 9 について、調査報告をいたします。 8 月 2 1 日 9 時に譲受人の会社を訪問して直接話を聞くことができました。 会社は、これまでも空港近くでレンタカーや駐車場を営んでいるが、今回事業拡大の為に申請の土地を購入することにしたとのことである。 土地の面積や対価について確認したが、間違いないとのことであった。 委員の皆さんのご審議をお願いします。
3 番	(肥後委員) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No. 1 9、渡人について調査報告をいたします。 この案件は 6 月総会で非農地申請の審議をされ申請をやり直すよう却下された土地です。改めて 5 条での申請が出ましたので、再度調査を致しま

私の都合で２５日、７時３０分渡人に電話で申請の確認を致しました。
里村行政書士に対する委任状について了解しているか尋ねました。

続いて土地について報告します。

7月1日の笠利地区パトロールの際、笠利地区の農業委員推進委員事務局の皆様で確認したところです。

委員の皆さんのご審議をお願いします。

(竹田分室長)

申請の箇所については建築条件付きとの事でそれぞれの販売計画、建築計画について確認しました。

また、先に申請しております須野崎原地区の状況についても確認を行いました。以前は建築が進んでいない状況だったのですが、理由は分筆登記の申請で許可が下りず遅れていたが、現在は着工が始まっていますので、計画通りに進めていきたいとの事です。

申請内容につきましても転用の目的や地番、面積、土地の所得金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

続いて譲渡人について報告します。

第5条の規定による許可申請No.20の譲渡人に8月23日(月) 13時15分に電話にて申請内容の確認を行いました。

土地の所在、面積及び売買金額等に間違いがないとの事で確認が取れました。

以上ですが、委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(土浜委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.20の土地について調査報告いた

よって議案第４８号農地法第５条の規定による許可申請№. １８から№. ２１については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

事務局 議長 事務局	日程第 5 議案第 5 0 号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （政局長） （事務局の朗読及び説明） 内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします （吉会長） それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （「全員」挙手） ご異議なしと認めます。 よって、議案第 5 0 号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 日程第 6 議案第 5 1 号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （政局長） 議案 5 1 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について （事務局の朗読及び説明）
---	--

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第51号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 3 年 8 月 2 5 日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員 岸田 国広

署名委員 前山 重一郎

作成者 政 新一郎